

住宅用スプリングマットレスの検査マニュアル

昭和49年10月17日

製品安全協会

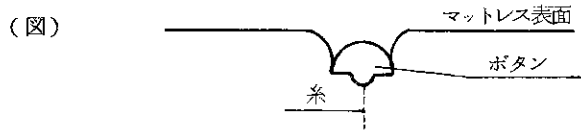
安全性品質について

1.1 認定基準

- (1) 「傷がなく」とは、表生地、マチ及びテープエッジに、織傷、穴傷、切り傷及び裂け傷がないことをいう。
- (2) 「変質がなく」とは、表生地、マチ及びテープエッジに、色よごれ、油よごれ、しみよごれ、変退色、模様のみらなどが著しくなく、脆化がないことをいう。
- (3) 「縫い方、仕上げが良好」とは、綿縫糸（日本工業規格L2101）及びビニロン縫糸（日本工業規格L2512）又はこれらと同等以上の品質の縫糸を使用し、糸縮りは良好で目とび、糸切れがない縫い上がりであって、かつ、次の条件を満足することをいう。

イ キルティング加工にあつては、ステッチの配列が正しく、表生地とキルティング用クッション材などが固定されていること。

ロ ボタン締めにあつては、ボタンは身体に違和感を与えないものであり、ボタンの上面が下図に示すようにマットレス表面より上にでない構造になっていること。



ハ マットレス表面と検査台上面が約45度になるように一边を持ち上げたとき、縫糸の切れ、ボタンのはずれその他異常がないこと。なお、表側4辺、裏側4辺について行うこととする。

1.2 基準確認方法

- (1) 把手、ハトメ、ベンチレーターなどに傷害を与えるような突起、先鋭部、ばりなどがあるか否か目視しながら手で触れて調べる。
- (2) 安眠を妨害すると思われる突起、起伏箇所は、目視しながら手で調べる。

2 認定基準

- 1 「どの方向にも50ミリメートル以下」とは、試料表面については図1、試料内部については図2（たばこ下面から直下内部の炭化距離は、マットレスの内部構造がスプリング連結式のみで、詰物にワイヤ・インシュレーター又はこれと同等以上の性能を有するものを使用している場合は、そのもの上面まで）のことをいう。なお、着火し、燃え広がって危険であると認められるときは、不適合とし、直ちに試験を中止するものとする。

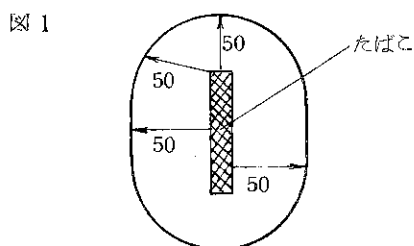
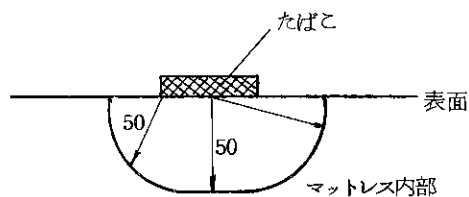


図2



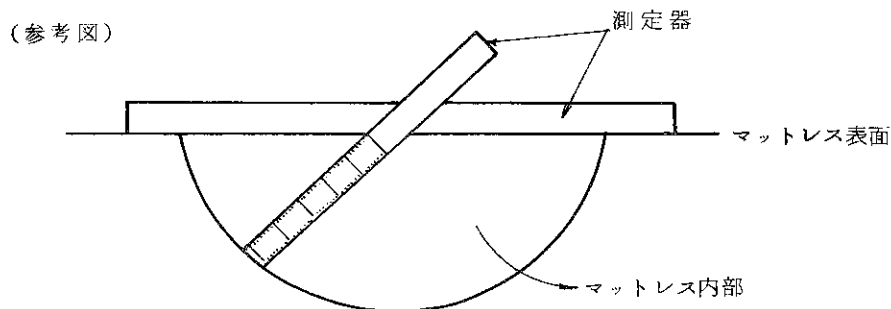
単位：ミリメートル

2.1 基準確認方法

- (1) 試験室には、適切に消火ができる消火器又は消火装置が備えてあること。
- (2) イ 「常温」とは、20プラスマイナス15度（標準温度状態4級）をいう。
ロ 「常湿」とは、65プラスマイナス20パーセント（標準湿度状態3級）をいう。
- (3) 試験台は、試料に著しい押圧痕跡が残らず、試料の前面に空気が自由に動ける構造であって、試験を行う際十分に満足できる大きさであること。
- (4) 「両切たばこ」とは、両切ピースのことをいう。
- (6) 試料、たばこ及びシートを放置する場所は、試験室とほぼ同じ標準状態であり、また、試料が変形せず著しい押圧痕跡が残らない状態で放置すること。

2.2 基準確認方法

- (1) 燃焼試験の途中でたばこの火が消えた場合は、消えた個所について 基準確認方法 2.1 (6)に定められた処理をした新しいたばこにより再試験を行うものとし、再試験を行う回数は、消えた個所1個所につき2回を限度とする。なお、再試験のたばこの位置は、消えた個所から約180ミリメートル離し、かつ、個々のたばこの位置から180ミリメートル以上離れていること。
- (2) 炭化距離を測定する測定器は、日本工業規格 B 7 5 1 6 に規定されている金属製直尺 C 形（幅寸法 1 5 ミリメートルのもの）又はこれと同等以上で、適切に炭化距離を測定することができる測定器によって測定するものとする。



2.2.2 基準確認方法

添付白布 3 号 1 枚で燃焼試験個所をおおうことができない場合は、枚数を増して試験を行う。ただし、重なった部分では試験を行わないものとする。

3 認定基準

- (1) 「著しく不快なおい」とは、嗅覚が正常な検査員の 2 名中 2 名が著しく不快と感じるにおいをいう。
- (2) マットレスを包装から出し、無臭状態で常温常湿の室内に 30 分間放置した後、無風状態（風速 1 メートル毎秒以下）で臭気試験を行うものとし、マットレスと鼻の距離は約 50 ミリメートルとする。

表示について

1.1 認定基準

「容易に消えない」とは、折り曲げ又は引張ったとき容易に脱落せず、手又は布などでこすったとき消滅又ははく離しないことをいう。